

午後2時03分開会

○大坂委員長 こんにちは。ただいまから予算・決算特別委員会を開会いたします。以後、着座にて進行させていただきます。

お手元に本日の日程をお配りしております。先ほど開催された継続会で、議案第58号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号の審査が当委員会に付託されましたので、本日はその審査及び採決を行います。

なお、本日の委員会には、区長、副区長、教育長、案件に関係する保健福祉部長、生活支援課長、政策経営部長、財政課長の、以上7名の理事者に出席をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

これより、議案第58号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号の審査に入ります。執行機関から説明を求めます。

○中根財政課長 お手元の補正予算資料に基づきまして、一般会計補正予算第2号の概要についてご説明申し上げます。

第2号につきましては、歳入歳出予算の補正のみでございます。補正予算額が2億3,394万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算額としましては、697億9,864万8,000円となります。

内容につきましては、歳出につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰の状況を踏まえまして、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯へ、国の補助制度を利用して、臨時特別の給付金を支給するための経費でございます。内訳は給付金と事務費で、このとおりになってございます。この事業費につきましては、全額国庫から支出される見込みとなっております。

概要の説明は以上です。

○大松生活支援課長 引き続きまして、保健福祉部から、事業についてご説明いたします。

まず、右上に、「保健福祉部資料」と書いてある資料を基にご説明いたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業についてで、1番の概要につきましては、ただいま財政課長のほうから述べましたので、割愛させていただきます。

で、2番の事業の内容でございますが、恐れ入りますが、表をご覧ください。対象世帯は、まず（1）の住民税非課税世帯でございます。その横に行きまして、世帯数は4,480世帯を見込んでおります。さらに横に行きまして、給付方法につきましては、段落を3段に切らせていただいておりますが、上から順に、まず原則、対象の世帯に区から案内書、確認書を送付して、口座等を記入していただき、その確認書が返送があり次第、順次、希望の口座に振り込む、いわゆる申請不要のプッシュ型給付をいたします。

次に、対象の世帯の中でも、令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給した世帯につきましては、相手からの辞退の意思表示がない限り、口座に振込をいたします。

最後の段落でございますが、転入者など、本区で非課税情報が確認できない方につきましては、区でいわゆるデータがございませんので、これは申請書による給付となります。

次に、表の下段に行きまして、対象世帯の（2）家計急変世帯、すなわち令和4年1月以降に収入が急減して、住民税非課税世帯と同等となる世帯でございますが、対象世帯は

20世帯を見込んでおります。で、横に行きまして、給付方法は、給与明細など収入の急減を証明する書類を添付して、申請していただきます。

以上で対象者の合計は約4,500世帯を見込んでおります。

恐れ入りますが裏面に移っていただきまして、3番の給付金等事業費につきましては、財政課長から説明がございましたので、割愛させていただきます。

最後、実施スケジュールでございます。これはもちろん予定でございますが、スケジュール表をご覧ください。

電力・ガスの需要が高まるこれからの時期に向けて、迅速な支給をいたしたいと存じますので、この10月末日には対象者に案内書等を送付したく存じます。そして、来年1月31日には、確認書などの提出期限といたしております。

簡単ではございますが、以上が資料の説明でございます。

○大坂委員長 はい。それでは、質疑を受けます。

○河合委員 この家計急変世帯の申請の方法なんですけども、これはやっぱり、1月から12月までかな、任意の月を自分で選んで、一番低い、もしくはリストラで収入ゼロの場合ですね、その月を選んで申請をすれば通るということなんですか。

○大松生活支援課長 はい。ただいま委員のご指摘のとおりでございます。

○河合委員 その確認だけです。

○大坂委員長 はい。

ほかに。

○飯島委員 これ、申請不要というふうになったのは、前回よりも改善されて、とてもよかったかなというふうに思います。で、基準日が、9月30日時点ということになってますけれども、10月1日以降に転入された方へ漏れがないように周知するという方法は、何か特別にお考えでしょうか。

○大松生活支援課長 今回に限って特別な周知というのは、特に考えてございませませんが、これまでの住民税非課税臨時給付金と同じように、全戸配布の広報千代田でございますとか、あとホームページ、もちろんSNSなども駆使して、なるべく給付漏れのないようにしていきたいと存じます。

○飯島委員 これ、住民票を、転入された方へ、結局生活保護世帯を含めて、これ、税務課とタイアップすれば、何か分かる仕組みはないんですか。そういうところに、直接お知らせをするという工夫というのは、難しいんでしょうか。

○大松生活支援課長 税務課のちょっと情報と、タイアップといいますか連携というのは、なかなかちょっと難しいと思うんですが、考えられることとしては、これまでもやってまいりました、例えばチラシの、出張所との連携でございますとか、あと、総合窓口課との連携でございますとか、工夫のほうを重ねていきたいと存じます。

○飯島委員 ぜひ、漏れがないようにしていただきたいというふうに思います。

それで、住民税非課税世帯ということで、均等割を、対象になっていない方、それから生活保護世帯という方に対象がなっているわけです。これ、前回の10万円のときのやり取りの中でも、どういう方が対象なのかということ、やり取りがありました。それによると、単身世帯で年収が100万円以下、年金のみ収入の方で155万円以下、それから配偶者1人がいる方で給与が166万4,000円以下というような方が対象だというふう

に伺いました。そしてまた、均等割のみ払っている方は、給与が170万。それは今回も変わりないですか。

○大松生活支援課長 はい。実際の、現時点の数は、多少、もちろん動いていると思いますが、おおむね、その、今ご指摘を頂いた数字で問題ないと存じます。

○飯島委員 そうすると、住民税、じゃなかった。失礼。均等割のみ課税になっているという方が入らないわけですよ。均等割のみ課税という方は、均等割も払っていない方と年収で3万6,000円しか変わらない。そこも間違いないでしょうか。

○大松生活支援課長 はい。ただいまのご指摘のとおりでございます。

○飯島委員 年収で3万6,000円しか変わらないのに、今度も支給されない、前回は支給されなかった。そういうことになってくるわけなんですね。均等割のみ課税になっているという方、本当に所得が僅かに違うだけで、前回10万円、今回5万円、15万円、結局支給されないということになるわけです。ここに対して、やはり家計、物価高騰で家計への影響は非常に大きい。所得が高いとは言えない世帯です。ここに対して、区独自で何らかの、何というんでしょう、救済というか支給するということは、考えられているのでしょうか。

○中根財政課長 今般のこの補正予算第2号につきましては、国の補助事業のスキームどおりの内容で、1世帯当たり5万円を給付するものでございます。で、今ご質問のございました、この今回の給付対象の外側と言っていいのでしょうか、周りの方への給付につきましては、今後その世帯への給付の必要性、そして臨時交付金の状況等を踏まえて、庁内で議論をしてみたいと考えております。

○飯島委員 年収で3万円程度しか収入が変わらないのに、片や前回と今回合わせて15万、支給されると。そういうところに対して何らかの措置を取ってほしいというふうに思うわけなんですね。それは、地方創生臨時交付金などがまだいっぱいあって、対応しようと思えば、千代田区の体力でできると思うんです。均等割のみ課税対象という方が1,000名ぐらいて、前回のとき伺っているんですね。これは世帯にすると何世帯ぐらいになるのでしょうか。

○大松生活支援課長 世帯に直しますと、9月時点では700世帯というふうに聞いております。

○飯島委員 そうすると、千代田区独自に上乗せで、均等割のみ世帯に支給をするとすると、700世帯とおっしゃいましたから、3,500万円でしょうかね。（発言する者あり）えっ、全然できますよね。驚きますよね。それで交付金があるわけで、交付金は一定の時期になったら返さなきゃいけないわけですよ。ですから、ぜひ、こういうのは使って、今、論議しているのは国ですけども、ここに上乗せという方向をぜひお示しいただきたいんですね。いかがでしょうか。

○中根財政課長 繰り返しの答弁になりますけれども、先日も予算・決算特別委員会の審議の中で、区長から答弁させていただきましたとおり、各自治体でのそういう財源は、どういうふうに活用するかというのは、機を逸することなく今年度中に早々に庁内で議論を重ねて検討いたしますと、先日の予算・決算特別委員会のほうで区長から答弁しておりますので、その議論の最中でございますので、現状でどこをということは、今のところ、今の段階では申し上げられない状況でございます。

○大坂委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

木村委員。

○木村委員 ぜひ、ご検討いただければと思います。

それで、例えば介護施設、要するに指定管理者なんかで運営していただいている介護施設は、やっぱり電気代等の様々な諸物価高騰の影響を受けていると思うんですね。そういったところの状況というのは、区としては一応掌握はされていらっしゃるのでしょうか。もしくは何らかの手だてというのはされているのでしょうか。

○細越保健福祉部長 今、木村委員ご指摘のとおり、これ、介護事業所も含めてですけれども、障害者福祉の施設も含めてですけれども、現状、聴取をしているところでございます。

○木村委員 じゃあ、その現状を聴取しつつ、それらも含めて、トータルで物価高騰、区独自の物価高騰対策として検討していくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○細越保健福祉部長 そのとおりでございます。今現在、庁内で、そういったことも含めまして検討しているところでございます。

○大坂委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 関連質問で。今回、この確認書を返送してもらうというふうになっておりますけれども、なかなかおひとり暮らしの高齢者、あるいはもう、施設に入っていたりする場合に、この確認書の返送というのが困難な世帯、個人もいらっしゃると思うんですけれども、それは前回も同じだと思うんですけれども、そこはしっかり対策を取られて、漏れがないようにしていくということでもよろしいんですかね。

○大松生活支援課長 はい。ただいまのご指摘のとおり、高齢者もしくは私どもが所管する生活保護世帯の高齢者につきましても、例えばケースワーカーを通じて、そういった悩みがあればご相談に乗ったり、手助けして、漏れがないようにしていきたいと存じます。

○大坂委員長 飯島委員。

○飯島委員 前回の10万円のとくに、これは辞退をされた方もいらっしゃる。しかし、不支給の方がいらっしゃいました。で、このような方々で、常任委員会のほうでも報告がありまして、生活保護の方で入院をされていて、ご高齢で、なかなかご自分の意思が示せない、そういう方が不支給になったというふうに報告がありました。このような方々に対して、この国が出している問答集の中では、区市町村長が特に認める方により代理申請が認められるというふうに書いてあります。結局、病院に入院されているわけですから、看護師さんとか、あるいは、もう介護度が重い方というふうに伺っていますから、ヘルパーさんとかケアマネジャーさんとか、そういう方の代理申請というのが認められるんだと思うんですけれども、前回報告があったときには、そういう方に対して不支給になってしまったというお答えだったんですね。ここのところは、改善というのはできるのでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘で、このたびの5万円支給、電力・ガス等緊急支援給付金につきましては、まず近親者の方、そして、それがなければ成年後見人の方、そういったところをまず当たって、漏れがないようにしていきたいと思っております。

あと、もう一つ、ヘルパーさんですとか看護師さんですとか、どのぐらいその代理申請が認められるどうかは、国の基準、Q&Aなどを確かめた上で、なるべく広く柔軟に対応

していった、漏れがないようにしてまいりたいと存じます。

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。

議案第58号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大坂委員長 はい。賛成全員です。よって、本案は賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

これで、当委員会に付託された補正予算議案の審査は終了いたしました。

以上で、予算・決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時21分閉会